

鴨川市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第46号

鴨川市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年鴨川市告示第119号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項ただし書中「交付の決定がされた」を「規則第4条の規定による交付の決定があった」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。